

伸びる市政も 住みよいまちも あなたの税でいきいきと

5月は市税完納強調月間



5月は「市税完納強調月間」です。平成20年度分の市税は、5月中に納付するようお願いいたします。市税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

土・日曜日にも納税窓口

5月16日(土)から、納税課は24日(日)まで、国保年金課は31日(日)までの土・日曜日に市税の休日納税窓口を開設します。

市・県民税、固定資産税、軽自動車税は市役所2階の納税課で納付を受け付けるほか、納税相談にも応じます。
国民健康保険税は市役所議場棟1階の国保年金課で受け付けます。

●開設日時

5月16日(土)・17日(日)・
23日(土)・24日(日)

※国保年金課のみ30日(土)・31日(日)も開設
午前8時30分～午後5時30分



市県民税・固定資産税・軽自動車税は…

納税課 ☎(8666)20558

国民健康保険税は…

国保年金課収納推進室 ☎(8666)2189

問い合わせ

軽自動車税は…

市民税課 ☎(8666)2054

自動車税・自動車取得税は…秋田地域振

興局県税部 ☎(8660)3331

軽自動車税の減免

平成21年度軽自動車税の納税通知書を5月1日に発送しました。次のような車両には減免の制度があります。

●減免対象

- ▼ 身体に障害があるかたが使用するために改造したもの
- ▼ 身体に障害があるかたが所有し、使用するもの(減免の対象は1人1台)
- ▼ 在宅介護(医療)に関する事業に、直接使用するもの

減免申請は、5月25日(月)まで市民税課で受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/fn/pt/>



6月1日(月)が納期の市税

- ▶ 固定資産税 第1期
- ▶ 軽自動車税 全期



市民リポーター募集!

民放テレビ3局で放送している市政テレビ番組に出演しませんか? 秋田市のホットな情報を、さわやかにお茶の間に伝えてくれる市民リポーターを募集します。

対象

秋田市に住む、やる気と熱意にあふれた中学生以上のかた

定員

25人(面接で選考します)

活動内容

出演は年に1〜3回程度。おもに日中、市内のいち押しスポットに出かけ、レポートしていただきます(送迎可)。出演番組を自分で企画することもできます。報酬はありませんが、出演番組のビデオ、またはDVDをさしあげます。

申し込み

はがきか電話、ファックス、Eメールで、住所、氏名、年齢、電話番号、Eメールアドレス(あるかた)を、5月15日(金)まで、〒010-8560 秋田市役所広報課 視聴覚広報担当へ。
☎(8666)2034
ファックス(8666)2287
Eメール ro-ppb@city.akita.akita.jp

6月1日(月)
オープン!

旭南地区コミセン 旭南児童館



住所：旭南1丁目15-5

コミセンと児童館が
一緒になったよ



多目的ホール

館内施設

- 1階 和室(18畳・30畳)、会議室(51・5㎡ 分割使用可)
- 2階 多目的ホール・遊戯室(179㎡)、児童室(83・9㎡)

問 地域振興課 ☎(8666)2066

☎(864)5411

※5月中の利用申し込みは、旭南地区コミセン管理運営委員会事務局次長の藤田昭さんへ。

☎(865)3337(6月から)

開館時間▼午前9時～午後9時
休館日▼12月29日～1月3日

用前から受け付けます。

コミセン利用案内

「コミセン利用の申し込みは、使用日の1か月前から受け付けます。」
6月1日(月)、「旭南地区コミセン・旭南児童館」が、旭南児童館の跡地にオープンします。旭南地区「コミセン」児童館は、地域のみならずの文化・スポーツなどの活動拠点となる「コミセン」の機能と、子どもたちの遊びの場となる「児童館」の機能を併せ持つ施設です。地域の絆づくりの場としてご利用ください。
「コミセン」の運営は、旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会が行います。

支給対象は小学6年生まで 児童手当の申請を

現在、児童手当を受けていないかたで左記の受給資格に該当するかたは、5月29日(金)までに手続きしてください。審査の結果、要件を満たしていれば、6月分の手当から受けることができます。なお、公務員のかたは勤務先へ申請してください。

受給資格

小学6年生(12歳になった年度末)までの児童を養育し、左表の所得限度額を下回っているかた

※所得は、平成20年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や「扶養人数」、平成20年分の確定申告書などを参考にしてください。

①厚生年金・共済組合などの加入者

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得限度額	540万円	578万円	616万円	654万円	692万円	730万円

②国民年金の加入者など、①以外のかた

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得限度額	468万円	506万円	544万円	582万円	620万円	658万円

※限度額には、社会保険料相当額(8万円)を加算しています。また、医療費控除などがあると、所得額から控除される場合があります。



申請窓口

5月29日(金)までの平日

市民課、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所▼午前8時30分～午後5時30分
土崎支所、新屋支所(5月7日(木)からは西部市民サービスセンター)▼午前8時30分～午後5時15分
アルヴェ駅東サービスセンター▼午前9時～午後5時15分

手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②申請者名義の金融機関の口座番号(市内の本・支店のもの)
- ③申請者の健康保険者証のコピー(厚生年金に加入しているかたのみ)

●すでに児童手当を受けているかた

6月中に現況届を提出してください。詳しくは、6月上旬に郵送で直接お知らせします。

また、次に該当する受給者で、まだ市民課に連絡していないかたは、至急ご連絡ください。

▼平成20年6月以降に会社を退職し、厚生年金などを脱退したかた

▼平成21年4月から公務員となり、職場から児童手当が支給されるかた

問 市民課総務担当 ☎(8666)2072

